⑪　（略）	⑪　（略）
⑫　過去５年間に実習認定の取消し等を受けていないこと。	（新設）
⑬　入管法第73条の３の規定又は施行令第１条第１号、第２号、第５号若しくは第６号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。	⑫　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。
⑭・⑮　（略）	⑬・⑭　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
⑶　３⑵⑤の期間が２年間（外国人造船就労者が第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、３年間）を超えないこと。	⑶　３⑵⑤の期間が２年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）を超えないこと。
⑷　第二号技能実習に従事した者が企業単独型造船特定活動に従事する場合、第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１か月を経過していること。	（新設）
⑸　第三号技能実習に従事した者が企業単独型造船特定活動に従事する場合、第三号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１年（第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から１年を経過した後に第三号技能実習に従事した場合においては、１か月）を経過していること。	（新設）
⑹　３⑵⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。	⑷　３⑵⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
⑺　⑵から⑹までに定めるもののほか、企業単独型適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。	⑸　⑵から⑷までに定めるもののほか、企業単独型適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。
⑻　（略）	⑹　（略）
５　２の認定を受けた受入造船企業又は４の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、当該認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。	５　２の認定を受けた受入造船企業又は４の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、当該認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
６　２の認定を受けた受入造船企業又は４の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、５のただし書に定める適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	（新設）
７　（略）	６　（略）
第６　造船特定活動の実施	第６　造船特定活動の実施
１　（略）	１　（略）
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。	⑶　再入国して外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。
⑷～⑽　（略）	⑷～⑽　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。	６　受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。
７・８　（略）	７・８　（略）